

I 令和5年標本改正の概要

1 基本的な方針

令和5年標本改正では、母集団情報を直近の令和2年国勢調査に基づいたものとし、基本的な標本設計については以下のとおりとする。なお、基本的な標本設計に関しては平成30年標本改正と同様のものとなっている。

(1) 「二人以上の世帯」における調査世帯の選定は、市町村を地方、都市階級、産業的特色、世帯主の年齢構成などにより層化して抽出した後、単位区、世帯を抽出する層化3段階抽出法を用いる。

ア 全国の層数及び調査世帯数は、以下のとおりとし、各層から1市町村を抽出する。

- 層数：168
- 調査世帯数：8,076

イ 市別公表などを考慮して都道府県庁所在市及び大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）のそれぞれを1層とする。

また、都市階級別にみた調査世帯数は原則として次のとおりとする。

(都市階級)	(調査世帯数)
都道府県庁所在市	96以上
大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）	96以上
中都市（大都市を除く人口15万以上の市）	36
小都市A（人口5万以上15万未満の市）	24 ^{注1}
小都市B（人口5万未満の市）・町村	12

(2) 「単身世帯」における調査世帯は、実査を円滑に遂行する観点も考慮し、「二人以上の世帯」を抽出する調査単位区（以下「一般単位区」という。）から抽出する。また、この一般単位区に加え、寮・寄宿舎を別途抽出するための寮・寄宿舎単位区^{注2}を設け、調査世帯を抽出する。調査世帯数は一般単位区が673世帯、寮・寄宿舎単位区が72世帯の計745世帯とする。

注1 沖縄県の一部の調査市は調査世帯数を12とする。

注2 20人以上が居住する寮・寄宿舎（寮・寄宿舎ごとに1単位区）

2 「二人以上の世帯」の抽出における令和5年標本改正の詳細

(1) 地方、都市階級別の層数及び調査世帯数

地方、都市階級別の層数（調査市町村数）及び調査世帯数については、地方・都市階級別の二人以上の世帯数に大きな変化がみられないことなどから、平成30年標本改正から変更しない。なお、都市階級は令和2年10月1日時点の市町村別人口（国勢調査結果）に基づくが、市町村区分は令和4年4月1日時点のものとする^{注3}。

表1 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査世帯数
都道府県庁所在市 (96)	47	4,992
大都市 (96)	5	480
中都市 (36)	29	1,044
小都市A (24)	45	1,056
小都市B・町村 (12)	42	504
計	168	8,076

注) () 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである。

(2) 層化及び調査市町村の抽出

全国、都市階級別及び地方別の調査結果の接続性及び実査を円滑に遂行する観点から、各層から市町村を抽出する際には、各都道府県に割り当てる調査市町村数及び調査世帯数の変動が、平成30年標本改正時の数に比べて最小限にとどまるよう配慮した。各層に含まれる市町村を巻末の別表1に示す。

なお、調査市町村の変更及び算出された調整係数は以下のとおりである。

① 調査市町村の変更

層化基準の見直しに伴い調査市町村の交替を行った。さらに、小都市B・町村においては、あらかじめ定めていた調査年数に達した調査市町村について交替を行った。具体的には、令和4年12月で調査を終了及び令和5年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ11市町村である（表2）。

注3 令和2年10月から4年4月にかけて市町村合併、市制施行等は行われていないため、市町村区分は令和2年国勢調査で用いているものと一致する。

表2 令和5年家計調査標本改正 調査市町村の変更一覧

地方	令和4年12月で調査を終了する市町村			令和5年1月から調査を開始する市町村		
	都道府県名	市町村名	都市階級 ^{注)}	都道府県名	市町村名	都市階級
東北	07福島県	483塙町	小都市B・町村	07福島県	408猪苗代町	小都市B・町村
関東	10群馬県	345吉岡町	小都市B・町村	10群馬県	212みどり市	小都市B・町村
	11埼玉県	234八潮市	小都市A	11埼玉県	215狭山市	小都市A
	12千葉県	212佐倉市	中都市	12千葉県	217柏市	中都市
	14神奈川県	201横須賀市	中都市	14神奈川県	205藤沢市	中都市
	20長野県	541小布施町	小都市B・町村	20長野県	210駒ヶ根市	小都市B・町村
近畿	26京都府	202舞鶴市	小都市A	26京都府	209長岡京市	小都市A
	28兵庫県	205洲本市	小都市B・町村	28兵庫県	228加東市	小都市B・町村
	30和歌山県	208紀の川市	小都市A	30和歌山県	206田辺市	小都市A
九州	40福岡県	216小都市	小都市A	40福岡県	217筑紫野市	小都市A
	43熊本県	202八代市	小都市A	43熊本県	204荒尾市	小都市A
計	11			11		

注) 令和4年12月までの都市階級区分

② 調整係数

ア 調整係数の決定

調査結果の推定に用いる調整係数は、各層における調査世帯の抽出率の逆数に、最も調査世帯の抽出率が高い層の抽出率を乗じた値としている(IV-1参照)。令和5年標本改正において最も抽出率が高く、調整係数の基準となる層は那覇市^{注4}である。これらについては、平成30年標本改正時から変更はない。

イ 調整係数の幅

令和5年標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成30年標本改正時よりも調整係数の最大値がやや大きくなり(31.8→34.9)、調整係数の幅はやや拡大した。各層の調整係数については、巻末の別表1及び別表2に示す。

注4 令和5年標本改正時の抽出率は168/81,713、平成30年標本改正時の抽出率は168/83,746

表3 二人以上の世帯の調整係数の幅

	平成30年標本改正		令和5年標本改正
全 国	1.0 ～ 31.8	→	1.0 ～ 34.9
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ～ 14.6	→	1.0 ～ 14.9
中都市	2.6 ～ 20.8	→	2.5 ～ 22.6
小都市A	2.4 ～ 29.1	→	2.5 ～ 27.0
小都市B・町村	3.1 ～ 31.8	→	3.1 ～ 34.9

(3) 調査単位区

調査単位区は、1年間調査した後交替するが、全国で同時に行わず、12の組に分けて1か月ごとに1/12ずつ行うため、調査市町村に変更があり、調査世帯数に変更がない場合、変更後の調査市町村の調査単位区の交替月は、変更前の調査市町村の調査単位区の交替月を引き継ぐこととする。

(4) 調査世帯の抽出

各調査単位区における調査世帯の抽出に当たっては、その調査単位区内の「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の三つの世帯区分の世帯数に比例して、抽出する世帯数を配分する。